

水戸市中核市移行の概要

令和2年4月

水戸市

～～ 「水戸市中核市移行の概要」について ～～

この概要は、中核市移行に向けた取組について御理解をいただけるよう移行の目的、制度概要、財政的影響及び人事交流など、中核市移行に係る取組全体についてまとめたものです。

【概要の改訂】

平成 29 年 7 月策定

平成 30 年 1 月改訂

平成 30 年 4 月改訂

平成 30 年 8 月改訂

平成 30 年 11 月改訂

令和元年 6 月改訂

令和元年 9 月改訂

令和 2 年 4 月改訂

目次

1	中核市移行に向けて	・ ・ ・ 1
2	中核市制度	・ ・ ・ 2
3	移行により実施する事務	・ ・ ・ 5
4	移行による効果	・ ・ ・ 6
5	財政的影響	・ ・ ・ 13
6	人材の確保と育成	・ ・ ・ 14
7	執行体制	・ ・ ・ 16
8	施設の設置	・ ・ ・ 17
9	移行に向けた推進体制	・ ・ ・ 20
10	移行のスケジュール及びこれまでの主な経緯	・ ・ ・ 22
参考資料		
(参考 1)	関係法律抜粋	・ ・ ・ 26
(参考 2)	人事交流実施状況	・ ・ ・ 28
(参考 3)	市民周知実施状況	・ ・ ・ 32
(参考 4)	移行に係る経緯	・ ・ ・ 33
(参考 5)	中核市移行に伴い、整備した条例	・ ・ ・ 38

1 中核市移行に向けて

平成 27 年 4 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、中核市の指定要件が人口 30 万人以上から 20 万人以上に緩和されたことにより、本市も中核市移行の要件を満たすことになりました。

本市は、この法改正を県都として、また、水戸都市圏発展のリーダーとして魅力ある都市づくりを次の段階に進める大きな機会と捉えております。

また、本市の歴史と伝統、芸術・文化、豊かな自然など、水戸ならではの個性を育み、まちの魅力を高めるとともに、市民サービスの向上を図りながら、あらゆる分野で市民が安心を感じられる住みやすいまちを実現していくためには、市の事務権限を拡大し、より一層、自主性、自立性を強化していく必要があります。

このようなことから、市民が誇れる住みやすいまちづくり、特色を生かした自立したまちづくり、選ばれる魅力的なまちづくりに向け、令和 2 年 4 月に中核市へ移行しました。

(1) 市民が誇れる住みやすいまちづくり

水戸市第 6 次総合計画に掲げる将来都市像である「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」の実現に向け、県と市においてそれぞれ実施してきた事務を一体化することによる窓口サービスの一元化と迅速化、保健衛生事務の移譲による総合的な保健サービスの提供などの様々な市民サービスの向上を図るとともに、権限が増えることに伴い、市民との協働によるまちづくりを一層推進し、市民が誇れる住みやすいまちを目指します。

(2) 特色を生かした自立したまちづくり

中核市としての権限を担うことにより基礎自治体としての機能を高め、本市の将来都市像に向けた市独自の施策を幅広く展開するとともに、様々な行政課題に対しても市の実情を十分に踏まえた対応を行うなど、本市の実情に応じて自らが創造的な取組を行い、本市の特色を生かした自立したまちを目指します。

(3) 選ばれる魅力的なまちづくり

県内初の中核市になることで都市のイメージアップを図り、経済活動や観光事業など幅広い分野において、活性化につなげるとともに、移譲事務に係る新たな施策の展開によって都市としての活力を高め、多くの方から選ばれる魅力的なまちを目指します。

また、県都として、水戸都市圏発展のリーダーとしての求心力を高めます。

2 中核市制度

(1) 制度の変遷

中核市制度は、政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民に身近なところで行政を行うことを可能にするため、平成 7 年に創設されました。

平成 12 年には、同様の趣旨で特例市制度が設けられ、本市も平成 13 年度から特例市に移行し、環境保全行政や都市計画行政などの幅広い分野の事務の権限を受けたところです。

中核市指定の要件は、かつては面積要件等もありましたが、平成 18 年からは人口要件（30 万人以上）のみとなりました。平成 27 年 4 月 1 日からは人口要件が人口 20 万人以上に緩和され、水戸市も中核市指定の要件を備えることとなりました。

なお、同時に特例市制度は廃止されましたが、特例市として移譲された事務は引き続き、市で担うこととなっています。

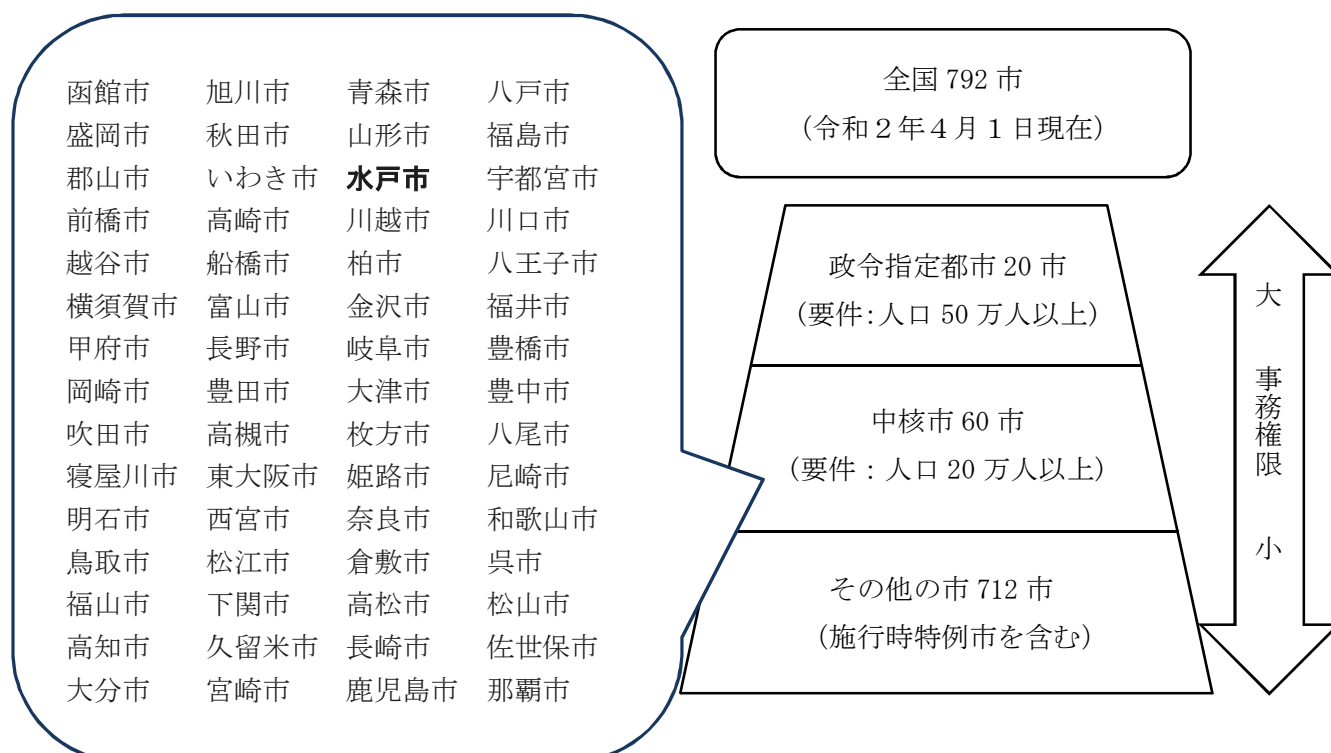
※水戸市人口 270,783 人（平成 27 年国勢調査）

◆表 1 中核市指定要件の変遷◆

法施行日	人口	面積	昼夜間比率(※)
平成 7 年 4 月 1 日	30 万人以上	100 k m ² 以上	100 超 (人口 50 万人未満の場合)
平成 12 年 4 月 1 日	30 万人以上	100 k m ² 以上	－
平成 14 年 4 月 1 日	30 万人以上	100 k m ² 以上 (人口 50 万人未満の場合)	－
平成 18 年 6 月 7 日	30 万人以上	－	－
平成 27 年 4 月 1 日	20 万人以上	－	－

※直近の国勢調査の結果による従業地・通学地による人口を当該国勢調査の結果による当該市の常住地による人口で除して得た数値に百を乗じて得た数値

◆図 1 全国の中核市一覧（令和 2 年 4 月 1 日現在）◆



(2) 権限等

中核市への移行により、これまで県が行っていた事務を市が処理することができるようになるなど、数多くの権限等を持つことになります。これらについては地方自治法等において以下のように定められています。

ア 中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務や、中核市において処理することが適当でない事務を除いて処理します。
(地方自治法第252条の22第1項)

イ 中核市がその事務を処理するにあたり、法令の定めるところにより都道府県知事の指示等を受けるものとされている事項について、指定都市と同様に、知事の指示等を受けなくなるか、又は知事に代えて直接各大臣の指示等を受けるようになります。
(地方自治法第252条の22第2項)

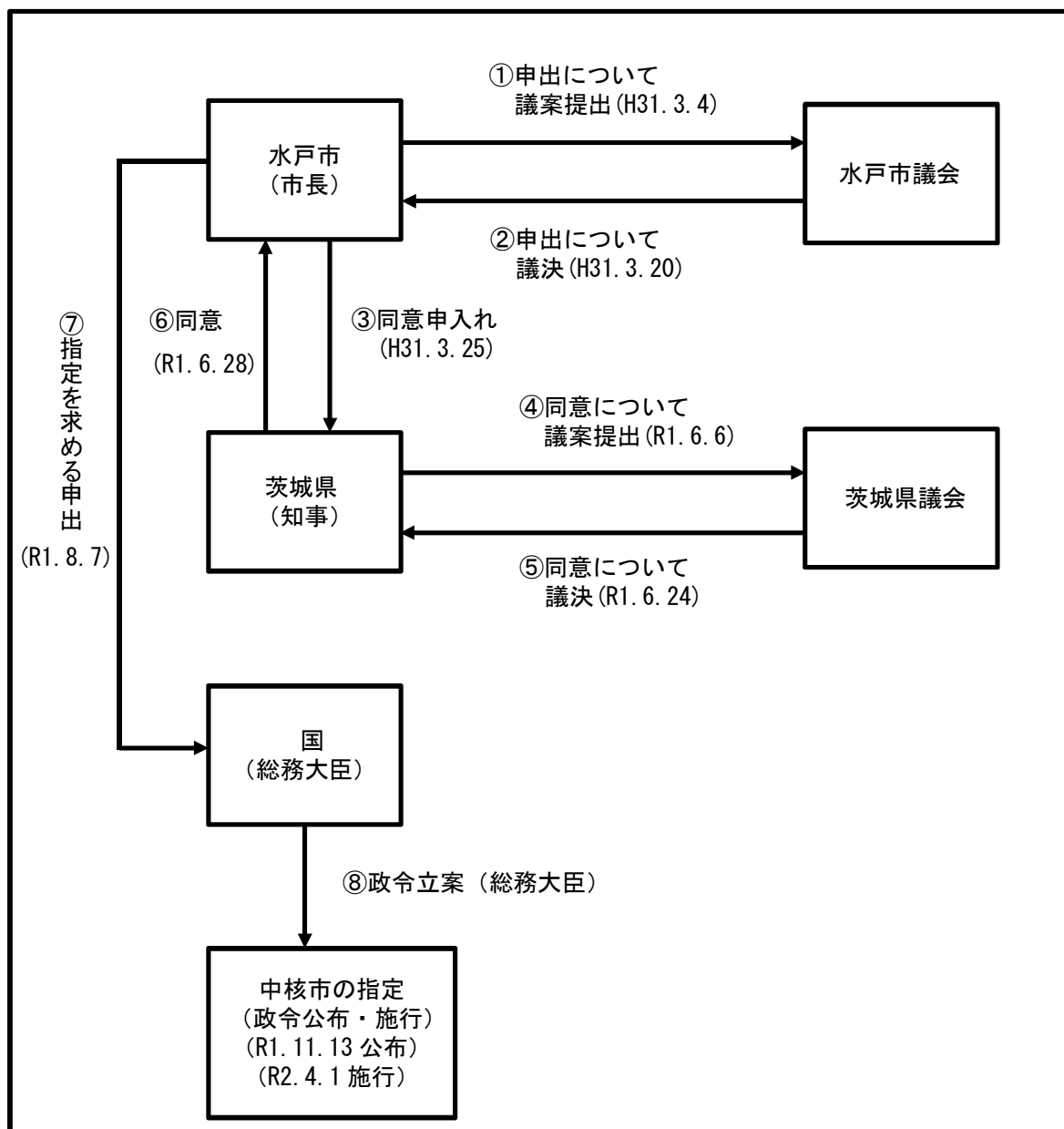
ウ 中核市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理に関する監査である包括外部監査制度が導入されます。
(地方自治法第252条の36第1項)

エ 中核市は、保健所を設置することとされ、保健所設置市の長等に移譲されている事務を処理します。
(地域保健法第5条第1項)

(3) 指定手続

中核市へ移行するためには、指定を求める申出について、市議会の議決、県議会での同意の議決、知事からの同意を経て国に提出し、中核市の指定を受けます。

◆ 図2 中核市の指定手続（フロー図） ◆



3 移行により実施する事務

中核市への移行により、民生行政、保健衛生行政などの幅広い分野において、数多くの事務を県に代わって行うこととなります。

移譲事務等の項目数は、法定移譲事務（移行に伴い必ず移譲される事務）に係るものが2,026、法定外事務（法定移譲事務と合わせて行うこと等により効果を発揮できる事務）に係るものが614になり、移行に係る全体の項目数は、2,640となります。このうち、保健所に係る項目数は1,589に及びます。

なお、これら県に代わって行う事務以外に、県と同様に実施するものとして、包括外部監査があります。

◆表2 中核市移行により実施する主な事務◆

分 野	主な事務	項目数		
		法定移譲事務	法定外事務	合計
民生行政	・身体障害者手帳の交付 ・特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置認可等 ・保育所設置，幼保連携型認定こども園設置，障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者等の許認可等 ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付 ・社会福祉審議会の設置・運営 ・民生委員の定数の決定，研修・指導	551 (41)	14 (1)	565 (42)
保健衛生行政	・地域住民の健康保持，増進のための事業の実施 ・感染症の予防及びまん延の防止対策 ・飲食店営業等の許可等 ・浄化槽の設置等の届出受理 ・旅館業，興行場，公衆浴場の営業許可等 ・理・美容所，クリーニング所の開設届出受理 ・薬局の開設許可，診療所及び助産所の開設届出受理 ・体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）の費用助成 ・動物愛護事業の実施 ・未登録犬等の捕獲・抑留，迷い犬の飼い主への返還 ・と畜場における家畜伝染病等の検査 ・保健衛生統計の実施 ・医療関係従事者の免許登録申請書受理 ・調理師免許証の交付	1,097 (1,004)	543 (543)	1,640 (1,547)
環境保全行政	・ばい煙発生施設の設置等の届出受理 ・産業廃棄物処理業の許可等 ・廃棄物処理施設設置の許可等	222	57	279
都市計画・建設行政	・屋外広告業の登録 ・屋外広告業を営む者に対する必要な指導，助言及び勧告	131	—	131
文教行政	・重要文化財に関する現状変更等の許可等 ・県費負担教職員の研修	21	—	21
その他	・身体障害者が郵便等による不在者投票を行うために必要な証明書の交付	4	—	4
合 計		2,026 (1,045)	614 (544)	2,640 (1,589)

※ カッコ書き内の数字は、保健所で実施する事務に係る項目数を表します。

4 移行による効果

中核市への移行により、事務の移譲による市民サービスの向上をはじめ、行政機能の強化や職員の能力向上等、様々な効果が見込まれます。

(1) 中核市への移行によって見込まれる効果

ア 事務の移譲による市民サービスの向上

地域特性や市民の声による特色ある施策の展開，県を経由していた情報を市が直接収集することによる健康危機への迅速な対応，県と市とがそれぞれ実施してきた関連性のある事務を一体的に行うことによる窓口の一元化等，個別の移譲事務において市民サービスの向上が期待できます。

イ 行政機能の強化

事務の移譲による権限の拡大や連携中枢都市圏の形成が可能になることにより，行政機能の強化が図られ，幅広く市民サービスを提供することができます。

特に，保健所については，医師，獣医師，薬剤師，保健師などの専門職を配置するため，保健センターと一体となった総合的な保健衛生行政の拠点を形成することができます。

その結果，保健，医療，福祉の連携の推進や健康危機管理機能の強化が図られるとともに，食品及び医薬品の試験検査や，生活衛生営業施設に対する監視指導等を実施することにより，衛生的で快適な生活環境の確保，さらには，保健サービスの総合的な実施による健康増進活動の支援を拡充することができます。

ウ 職員の能力向上

今後，県から移譲される多くの事務に対応し，様々な施策に取り組んでいくことにより，移譲事務に係るサービスを確実に提供できる能力，独自の施策を創造的に展開できる能力，幅広い分野において都市の魅力を高めることができる能力など，職員の能力向上が図られ，既存事業を含めた施策の強化が期待できます。

エ 都市のイメージアップ

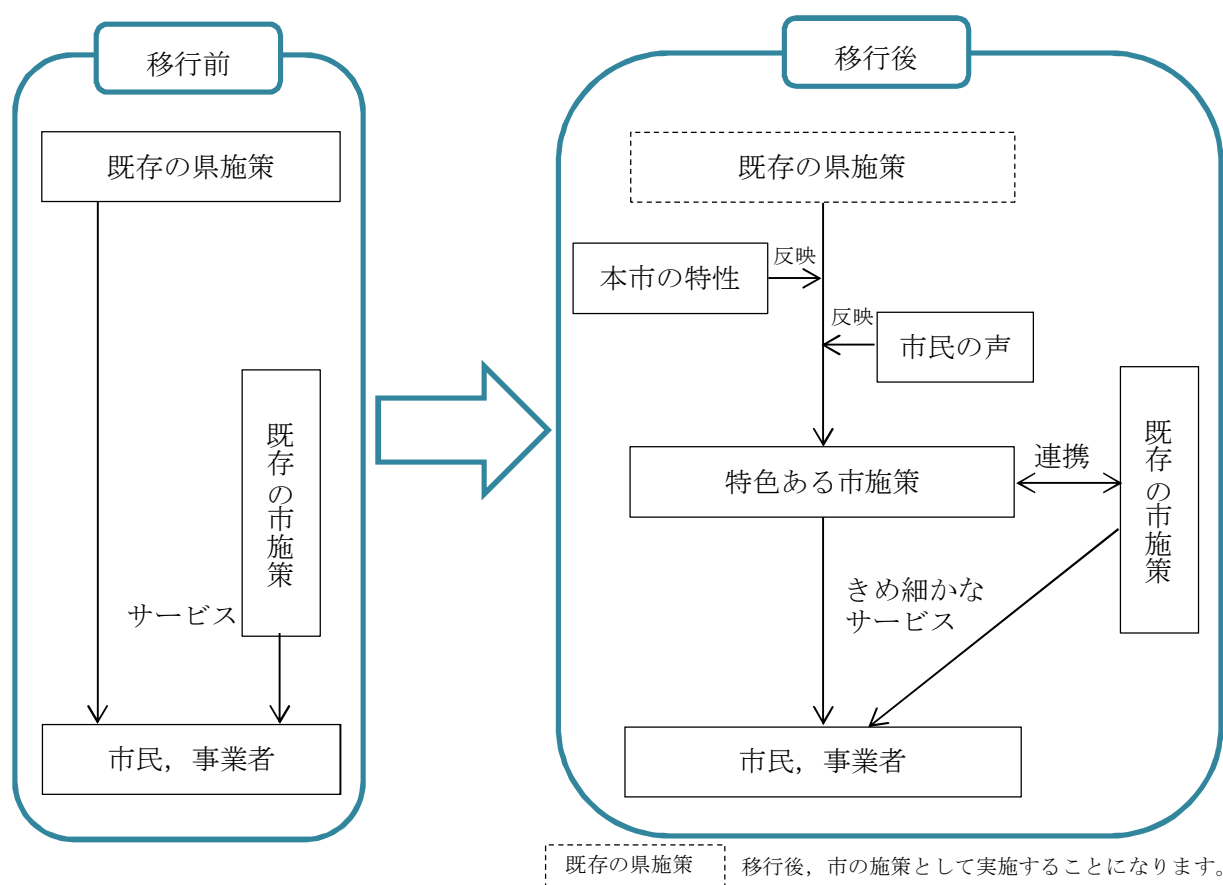
中核市には，北は函館市から南は那覇市まで，知名度も高い58の市が指定されています。これらの市とともに，政令指定都市に準じた中核市として位置付けがなされることにより，都市のイメージアップが図られ，経済活動や観光事業など市全体の活性化にもつながることが期待できます。

(2) 事務の移譲による市民サービスの向上の具体例

ア 特色ある施策の展開

これまで、県が県内で統一的行われていた施策に基づきサービスを提供していました。中核市移行後は、本市の特性や直接的な市民の声の反映、移譲事務と既存の市施策との総合的な連携、さらには保健所関係許可・届出情報などの新たなデータの活用など、本市の実情を反映させた特色ある施策を展開することにより、きめ細かなサービスの提供ができるようになります。

【イメージ図】



【主な事例】

事務名	内容
民生委員の配置	民生委員の定数について、条例により市独自に定めることが可能となるため、地域ごとの世帯類型等に配慮した民生委員の配置ができるようになるほか、市独自の適格要件を定められるようになることから、本市の実情や考え方により即した人材を確保できるようになります。
介護サービス事業者に対する指導監督	実地指導回数を6年に1回から3年に1回に拡充するなど、市独自の基準を設定し、きめ細かな指導監督をすることにより、事業者の適正なサービスの質の確保を図ることができるようになります。
保健所関係許可・届出情報の公開	飲食店等の出店、退店などの情報について、ペット同伴可能かどうかなど付加価値の高い情報を併せてオープンデータとして公開することにより、飲食店の宣伝効果の向上や地域経済の活性化を図ることができるようになります。
県費負担教職員の研修	発達心理学に基づく研修やおもてなしボランティア体験など、市独自の研修を行うことにより、本市の特色ある教育を推進する教職員を育成することができるようになります。
動物愛護の推進	譲渡された犬・猫の初回検診費用の補助や飼い犬に加え、飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊去勢手術の費用を助成することにより、犬・猫の返還及び譲渡の推進を図ることができるようになります。

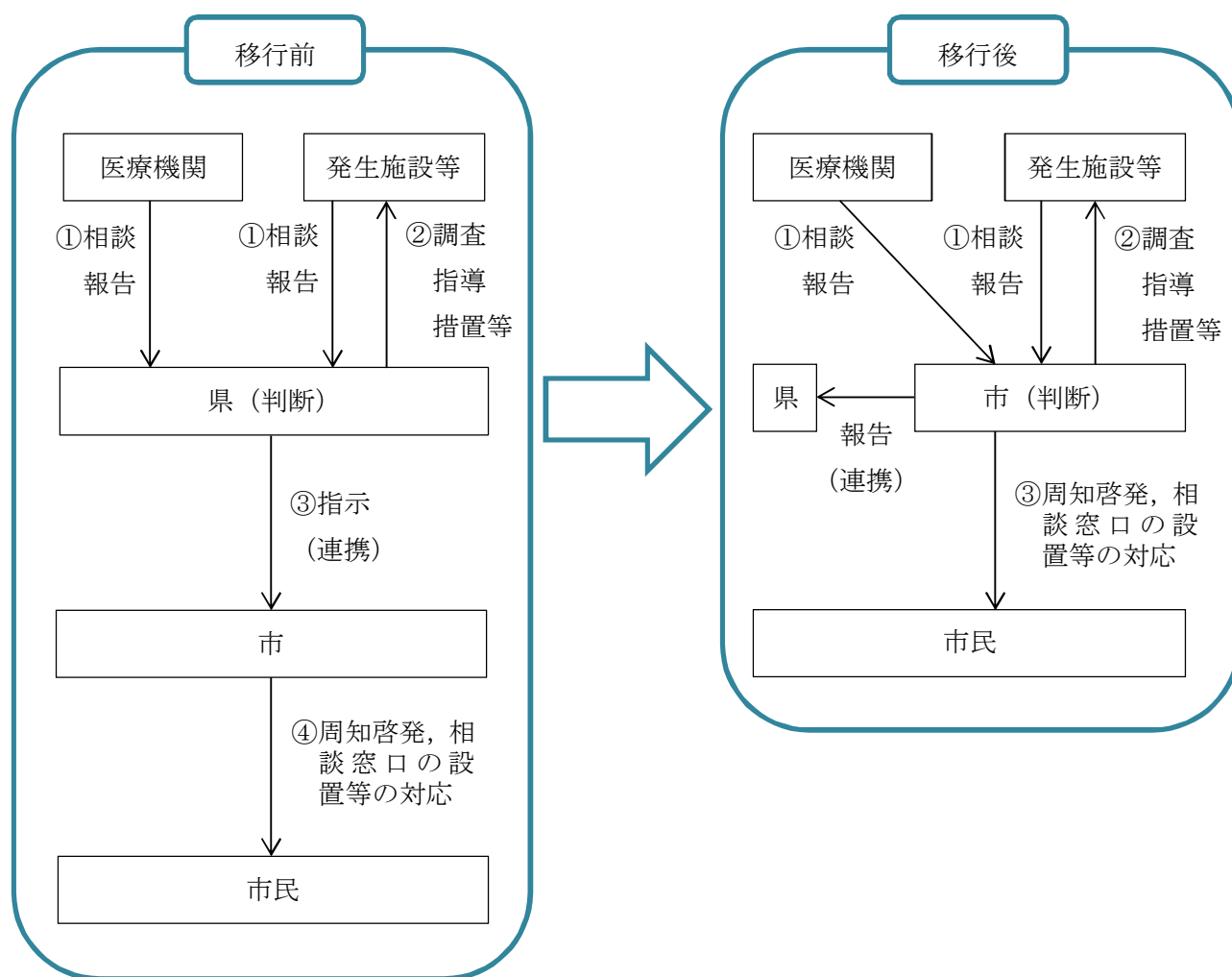
イ 健康危機への迅速な対応

新型インフルエンザ等の感染症をはじめとした、市民の生命及び健康に重大な被害を及ぼす健康危機が市内で発生した場合、これまで県の判断に基づき対応をしていましたが、中核市移行後は、市が情報を直接収集し、調査、指導及び措置等を行うことにより、迅速な対応ができるようになります。(①)

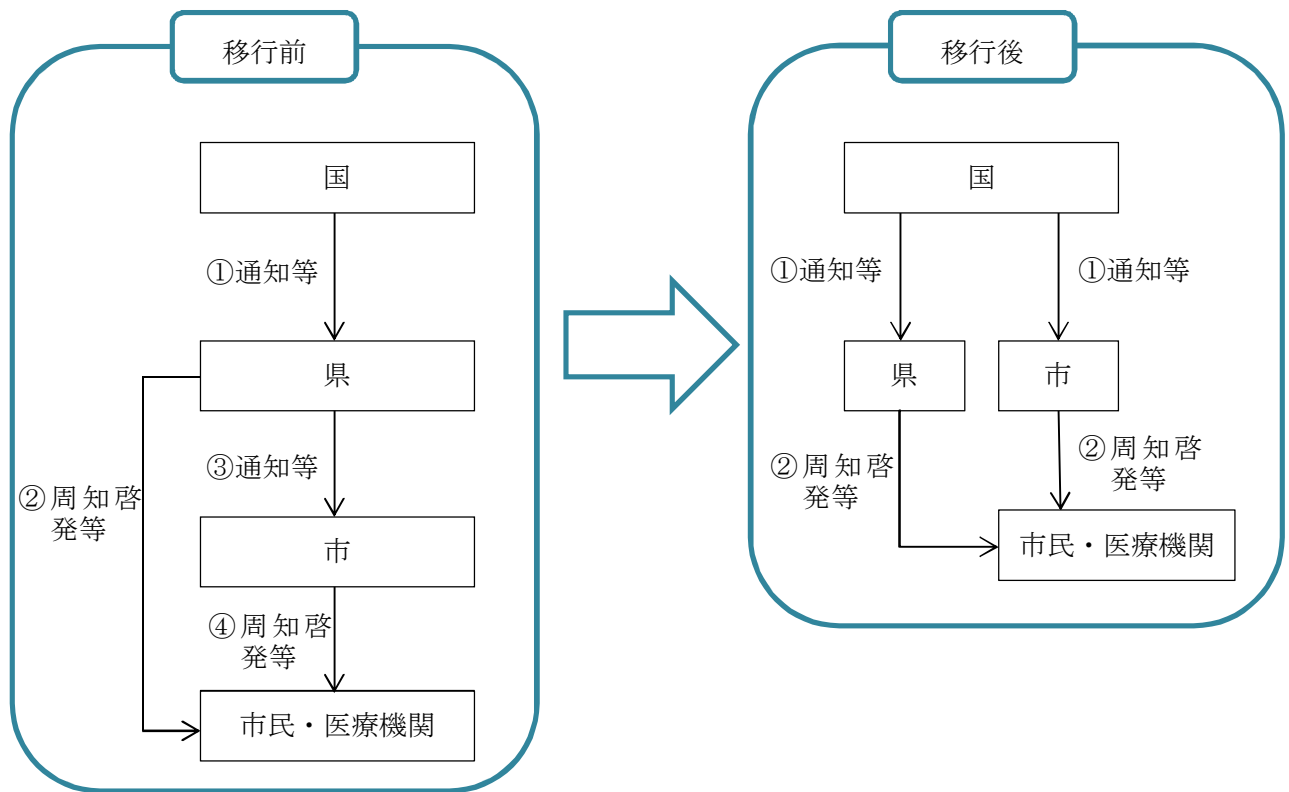
また、これまで県を経由していた国からの情報を、中核市移行後は、市が直接収集することにより、市民にとって必要な情報を迅速に周知することができるようになります。(②)

【イメージ図】

〈①市内における健康危機発生時〉



〈②国からの情報収集〉



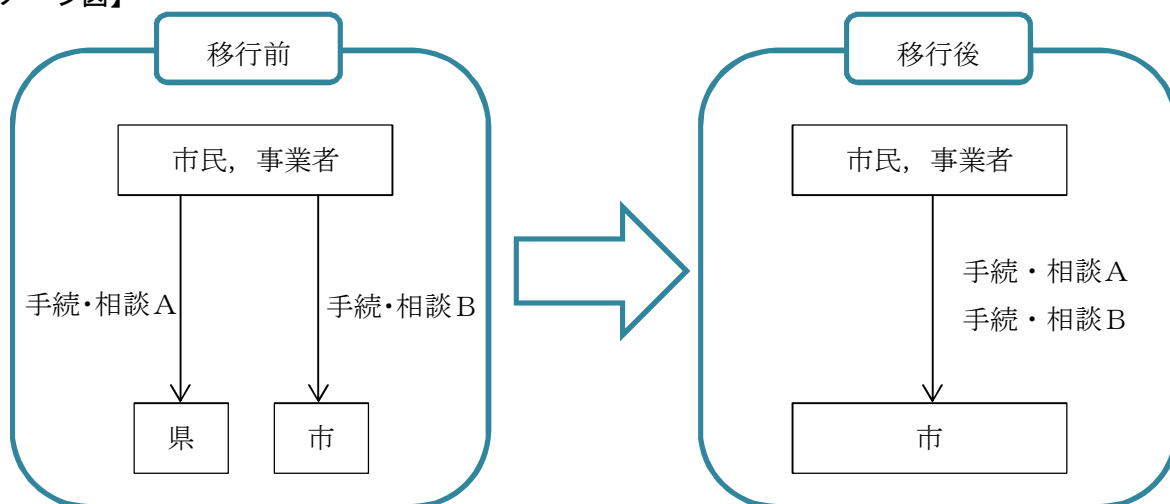
【主な事例】

事務名	内容
感染症の予防及びまん延防止対策	市内の学校や福祉施設等で感染症が発生した場合、市が直接情報を収集することで、感染症まん延防止対策の実施、相談窓口の設置等の対応を迅速に行うことができるようになります。また、市外で発生した感染症に関する情報について、国からの通知等が直接市に送付されることにより、市民への周知や医療機関への情報提供を迅速に行うことができるようになります。

ウ 窓口の一元化

これまで県と市において、それぞれ実施してきた関連性のある事務を、中核市移行後は、市で一体的に行うことにより、窓口の一元化が図られ、市民や事業者は一つの窓口で手続等を行うことができるようになります。

【イメージ図】



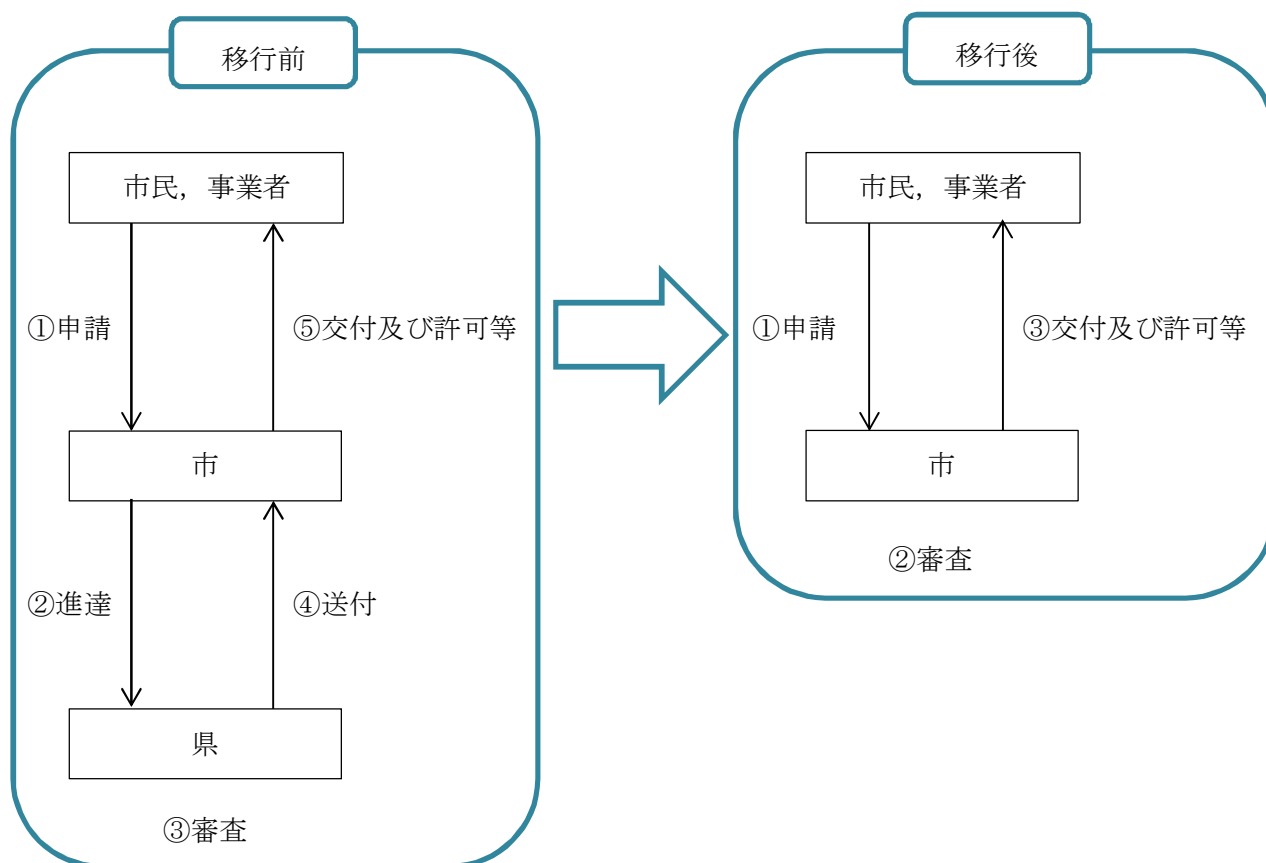
【主な事例】

事務名	内容
介護サービス事業所に関する届出等	市内においてのみ事業を行う法人の場合、介護サービス事業所に関する届出等は、これまで県と市で行っていましたが、市の窓口のみで手続を行うことができますようになります。
不妊治療費の助成	体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）の費用の助成申請は、これまで県と市で行っていましたが、市の窓口のみで手続を行うことができますようになります。
大気汚染等の生活環境に係る相談	生活環境に係る相談（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭）は、これまで県と市で行っていましたが、市で一元的に対応できるようになります。

エ 事務処理の効率化

これまで市を経由して県が行っていた事務を、中核市移行後は、市が一括して行うことにより、事務処理の効率化、迅速化が図られ、市民や事業者にとって、交付及び許可等の手続に係る時間の短縮が図られます。

【イメージ図】



【主な事例】

事務名	内容
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	これまで市が申請書を受理し、県が審査及び許可、貸付を行っていましたが、申請書を受理から許可、貸付までを市が一括して行うことにより、手続に係る時間の短縮を図ることができるようになります。
保育所及び幼保連携型認定こども園の設置等の認可	これまで市が設置届を受理し、県が審査及び認可を行っていましたが、設置届の受理から認可までを市が一括して行うことにより、手続に係る時間の短縮を図ることができるようになります。
迷い犬の飼い主への返還	迷い犬の捕獲の事務が市に移譲されることにより、飼い主の住所の確認、返還までを市が一括して行うことができ、手続に係る時間の短縮を図ることができるようになります。

5 財政的影響

移行の準備については、保健所等整備費で約 20.4 億円、システム開発経費等のその他の経費で約 0.3 億円、合計で約 20.7 億円の経費がかかりました。これらに係る特定財源としては、電源立地地域対策補助金 12 億円（平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間分）、市債 4 億円であり、残りの 4.7 億円については、財政調整基金を活用しました。

また、毎年度の行政運営経費については、移譲事務に係る経費、職員の人件費等により、歳出が増加しますが、普通交付税等により歳入が増加し、歳入歳出の均衡が図られる見込みです。

令和 2 年度においても、既存の事務事業への財政的負担が生じない予算となっております。

6 人材の確保と育成

中核市移行に伴う移譲事務を円滑に実施するためには、保健所事務など専門性の高い事務を中心として知識と技術の習得が必要であることから、令和2年4月の中核市移行に向けて、計画的な人材の確保と育成に努めてきました。

職員数については、県からの移譲事務の半数以上を占める保健所事務を実施するために58人、産業廃棄物関係事務など保健所事務以外の事務を実施するために24人、合計で82人を増員しました。

また、平成29年度は3人、平成30年度は11人、令和元年度は20人が県における実務研修を行いました。

(1) 人材の確保

中核市に移行すると保健所設置などの保健衛生行政の分野をはじめ、民生行政及び環境保全行政等の分野において数多くの事務が移譲されます。特に保健所の運営に当たっては、数多くの専門職が必要となります。その中でも獣医師及び薬剤師については、人材の確保が困難な傾向にあること、幅広く複数の業務に精通した人材の育成が必要であることなどから、平成28年度から採用試験を実施してきました。採用試験の実施に当たっては、受験資格の年齢要件の引き上げのほか、経験者枠の設定や大学及び関係機関への試験案内の送付など人材確保に向けた取組を進めてきました。また、保健師や精神保健福祉士なども併せて計画的な採用を行うとともに、保健所長には、所長としての経験のある医師を採用しました。

令和2年度からは、獣医師及び薬剤師等の県職員の派遣などの受入れにより、経験豊富な職員の支援を受けられる体制としました。

(2) 人材の育成

本市では、専門的な知識や技術の習得を図るため、下記のとおり、県における市職員の実務研修の実施などの人事交流を実施してきました。

ア 職員の対等相互交流

(ア) 市から県への派遣 2人

年度	職種	人数	派遣先
平成28, 29年度	保健師	1人	水戸保健所保健指導課
平成30年, 令和元年度	保健師	1人	水戸保健所保健指導課

(イ) 県から市への派遣 2人

年度	職種	人数	派遣先
平成28, 29年度	保健師	1人	市保健センター
平成30年, 令和元年度	保健師	1人	市保健センター

イ 市職員の実務研修

年度 (人数)	職種	人数	研修先
平成 29 年度 (3 人)	獣医師	1 人	生活衛生課
	薬剤師	2 人	水戸保健所衛生課，水戸保健所監視指導課
平成 30 年度 (11 人)	獣医師	4 人	日立保健所，県北食肉衛生検査所等
	薬剤師	5 人	水戸保健所衛生課，水戸保健所監視指導課等
	事務	1 人	廃棄物対策課
	水質技師	1 人	
令和元年度 (20 人)	獣医師	5 人	県北食肉衛生検査所，動物指導センター等
	薬剤師	6 人	水戸保健所衛生課，衛生研究所等
	事務	8 人	廃棄物対策課，福祉指導課等
	水質技師	1 人	廃棄物対策課

7 執行体制

中核市移行に伴い、組織については保健福祉部を福祉部、保健医療部の2部体制に再編しました。保健医療部内に保健所を設置し、保健総務課、保健衛生課、地域保健課及び保健予防課の4課体制としました。また、生活環境部に廃棄物対策課を、福祉部に福祉指導課を新設しました。

また、職員数についても、移譲事務を確実に実施できるように、正職員82人、会計年度任用職員13人を増員しました。

◆図3 執行体制◆

令和元年度	令和2年度（移行年度）
生活環境部 - 環境課 - 衛生管理課 - ごみ対策課 - 廃棄物対策準備課 - 新ごみ処理施設整備課 - 清掃事務所 保健福祉部 - 福祉総務課※ - 生活福祉課※ - 障害福祉課※ - 高齢福祉課※ - 子ども課※ - 国保年金課 - 介護保険課 - 保健センター - 保健所準備課 ※は、福祉事務所を兼ねる。	生活環境部 - 環境保全課 - 衛生事業課 - ごみ減量課 廃棄物対策課 - 新ごみ処理施設整備課 - 清掃事務所 福祉部 - 福祉総務課※ - 生活福祉課※ - 障害福祉課※ - 高齢福祉課※ - 子ども課※ 福祉指導課※ - 介護保険課 ※は、福祉事務所を兼ねる。 保健医療部 - 保健所 - 保健総務課 - 保健衛生課 - 地域保健課 - 保健予防課 - 国保年金課

※ゴシック体は、新規組織です。

8 施設の設置

中核市移行により必要となる新たな施設として、水戸市保健所及び水戸市動物愛護センターを設置しました。

(1) 水戸市保健所

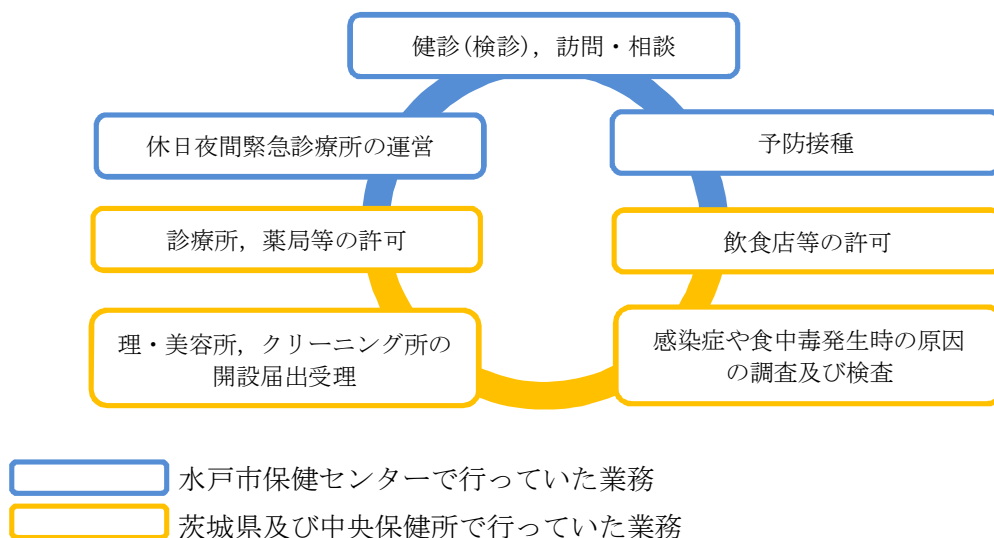
生活習慣病をはじめとする疾病構造の変化、感染症の流行等の健康危機に対する懸念の増大、食の安全への市民意識の高まりなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しており、健康の増進や保健衛生の向上への関心はさらに高まっています。

本市では、平成 28 年 12 月に保健所施設の機能、規模、整備費用などの保健所施設整備の基本的方向をまとめた「水戸市保健所施設整備基本計画」を策定しました。

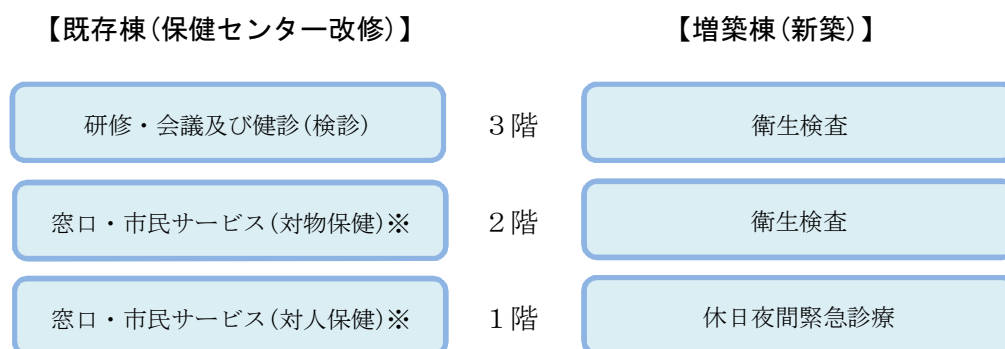
これを踏まえ、市民自らの健康増進への取組に対する積極的な支援や地域の環境を衛生的に保つことによる健やかな生活の実現を図るため、地域保健法に基づく保健所の設置に向けた準備を進めてきました。

本市が設置する保健所においては、現在、市保健センターで取り組んでいる乳幼児や成人の健診(検診)・相談、予防接種などの保健サービスや休日夜間緊急診療所の運営等に加えて、新たに感染症対策や食品衛生、環境衛生等に係る保健衛生サービスを一元化し、総合的に実施していきます。そのため、現在の市保健センター敷地内に建物を増築し、現在の市保健センターと一体化した、水戸市保健所を設置しました。

◆図4 主な業務◆



◆図5 主な機能構成◆



※対物保健 食品衛生関係等の営業許可及び相談など

※対人保健 母子保健及び精神保健等に関する相談など

◆表3 施設の概要◆

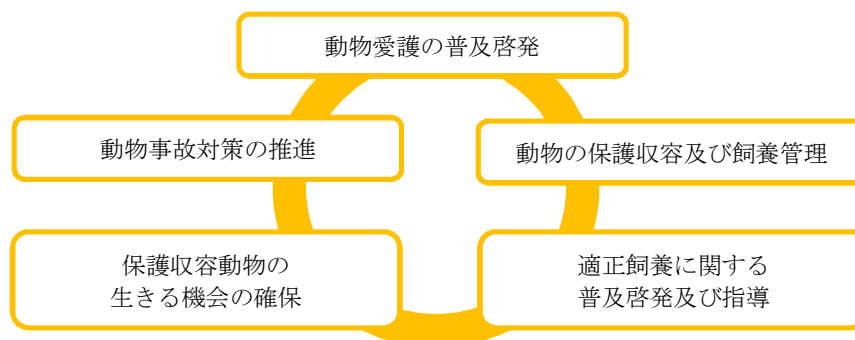
所在地		水戸市笠原町 993 番地の 13
構造等	既存棟	鉄筋コンクリート造 地上3階建て 延べ面積 3,189.52 m ²
	増築棟	鉄骨造 地上3階建て 延べ面積 1,923.49 m ²

(2) 水戸市動物愛護センター

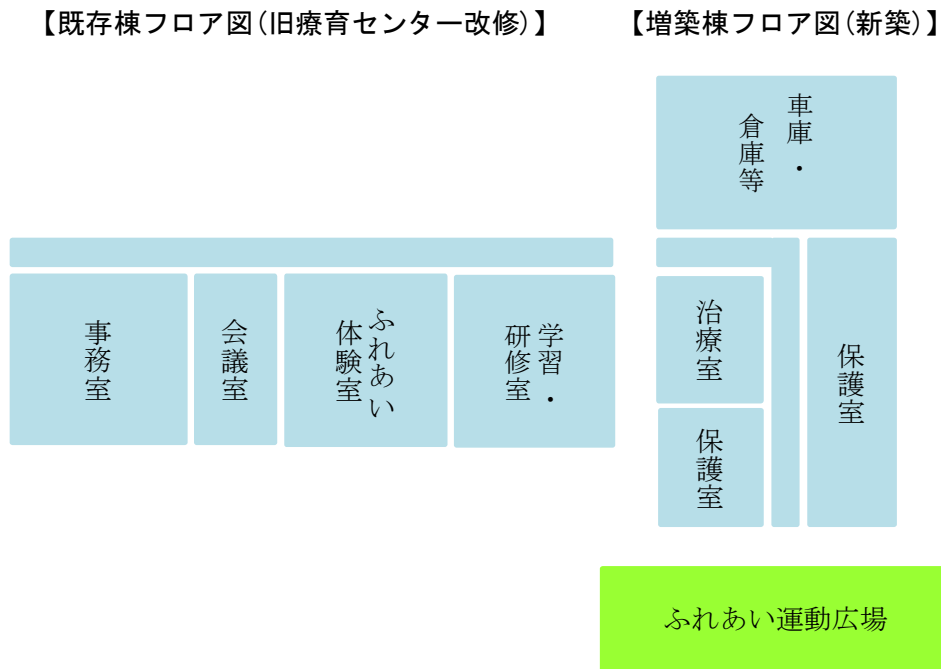
少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、家族の一員として動物を飼養する家庭が増加する一方で、動物の虐待や不適切な飼養管理に伴う迷惑行為など、さまざまな問題が発生しています。

このようなことから、関係機関・団体等と連携しながら、各種啓発事業や広報活動などを通じ動物愛護の普及啓発を図るとともに、犬・猫の保護・収容や保護・収容した犬・猫の返還・譲渡を推進する拠点として、旧療育センターに水戸市動物愛護センターを設置しました。

◆図6 主な役割◆



◆図7 主な機能構成◆

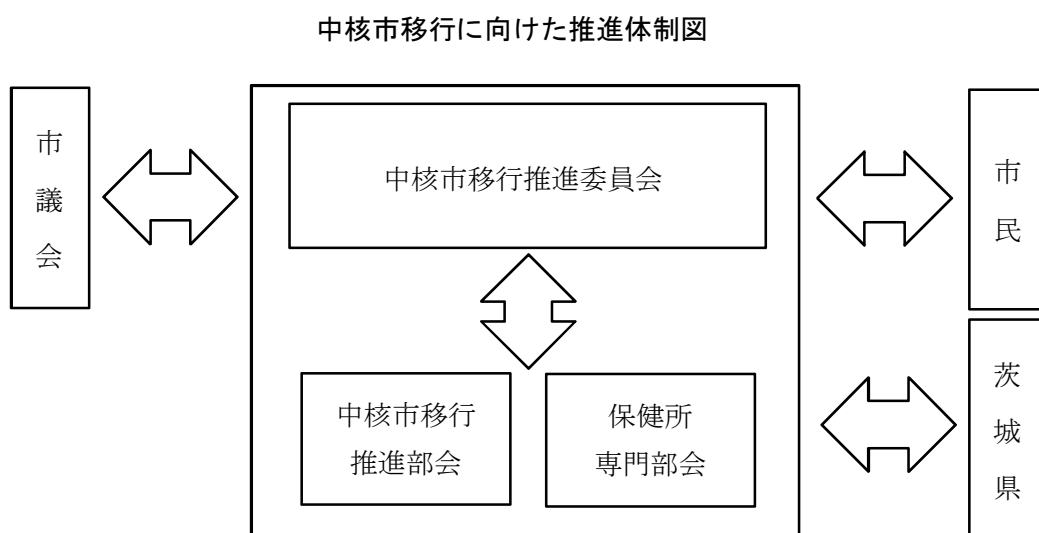


◆表4 施設の概要◆

所在地		水戸市河和田町 999 番地
構造等	既存棟	鉄筋コンクリート造 地上1階建て 延べ面積 309.40 m ²
	増築棟	鉄骨造 地上1階建て 延べ面積 178.80 m ²
屋外		保護犬運動場兼ふれあい広場

9 移行に向けた推進体制

中核市への移行に向けた取組を円滑に進めるため、次に掲げる推進体制図のとおり、市長を委員長とする中核市移行推進委員会を中心に全庁を挙げて取り組んできました。



(1) 庁内推進体制

ア 中核市移行推進委員会（計12回開催）

中核市に移譲される事務は、保健所事務を含む保健衛生行政をはじめ、民生行政及び環境保全行政等の幅広い分野にわたるため、市長を委員長とし、全部長等が委員となる全庁的な体制としています。

所掌事項	1 中核市移行の推進に関すること。 2 その他必要と認める事項に関すること。
委員長	市長
副委員長	主管副市長，他の副市長
委員	教育長，上下水道事業管理者，消防長，市長公室長，総務部長，財務部長，市民協働部長，生活環境部長，保健福祉部長，産業経済部長，建設部長，都市計画部長，水道部長，下水道部長，教育部長，議会事務局長，会計管理者，監査委員事務局長，農業委員会事務局長，選挙管理委員会事務局長

イ 部会（中核市移行推進部会：計3回開催，保健所専門部会：計6回開催）

中核市移行全体に係る取組や保健所の設置など中核市移行に関する事項について調査及び検討を行う部会として、中核市移行推進部会及び保健所専門部会を設置し、各部会で調査及び検討した結果を中核市移行推進委員会へ報告します。

中核市移行推進部会

所掌事項	中核市移行の推進に関する調査及び検討（保健所設置及び保健所に係る移譲事務に関する調査及び検討を除く。）
部会長	総務部長
部会員	政策企画課長，行政改革課長，人事課長，財政課長，環境課長，福祉総務課長，農政課長，都市計画課長，教育企画課長，その他部会長が指名する者

保健所専門部会

所掌事項	1 保健所設置に関する調査及び検討 2 保健所に係る移譲事務に関する調査及び検討
部会長	保健福祉部長
部会員	政策企画課長，行政改革課長，中核市移行推進課長，人事課長，財政課長，環境課長，福祉総務課長，障害福祉課長，高齢福祉課長，介護保険課長，保健センター所長，水道総務課長，その他部会長が指名する者

（２）県との調整（茨城県・水戸市中核市移行連絡会議計51回開催）

県と市との間において中核市移行に係る検討事項等について調整することを目的とした茨城県・水戸市中核市移行連絡会議を設置し，移譲事務の整理や専門職の育成などについて，具体的な協議を進めてきました。

（３）市民への周知

市民の関心と理解を深めるため，広報みやとや市ホームページを通して，中核市制度や市民生活の変化などの中核市移行に係る情報を広く発信するとともに，パンフレットを作成し配布しました。

（４）市議会への報告

中核市移行へ向けた取組状況等を定期的に市議会に報告しながら，準備作業を進めてきました。最終的には，中核市の指定を求める申出について，市議会での議決，県議会での同意の議決，知事からの同意を経て国に提出しました。

（５）積極的な情報収集及び要望

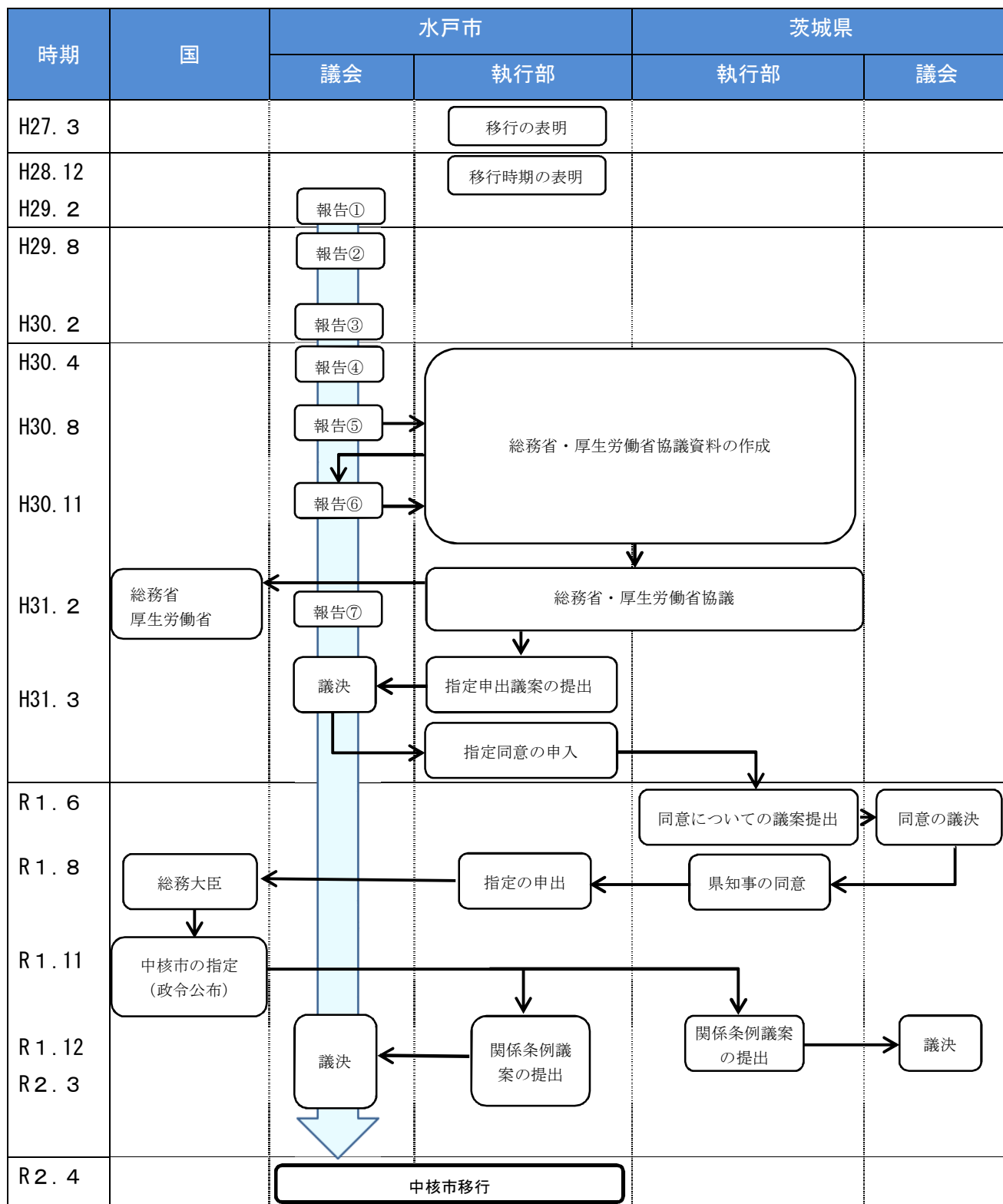
中核市移行に向けた取組を行っている他市と課題を共有しながら，意見交換を行うとともに，中核市市長会に中核市候補市として参加し，先進自治体の事例を学ぶなど，積極的な情報収集に努めてきました。

また，円滑な移行に向け，県への要望や全国施行時特例市市長会を通じた国への要望を行ってきました。

10 移行のスケジュール及びこれまでの主な経緯

中核市移行のスケジュール及びこれまでの主な経緯は、以下のとおりです。

◆図 8 中核市移行のスケジュール◆



◆表5 これまでの主な経緯◆

年 月	事 項
平成 26 年度 3 月	市：水戸市議会定例会で市長が中核市移行を表明 市：中核市移行に係る基本方針策定（庁議）
平成 27 年度 4 月	「地方自治法の一部を改正する法律」施行 市：水戸市中核市移行推進委員会設置
5 月	県市：市長が県知事へ中核市移行に向けた協力を要請
6 月	県市：茨城県・水戸市中核市移行連絡会議設置
9 月	市：水戸市保健所設置審議会設置
1 月	市：水戸市保健所設置基本方針策定
平成 28 年度 4 月	市：総務部中核市移行推進課，保健福祉部保健所準備課設置
12 月	市：水戸市議会定例会で市長が令和 2 年 4 月に中核市へ移行することを表明 市：水戸市保健所施設整備基本計画策定（水戸市中核市移行推進委員会）
2 月	市：第 9 回行財政改革調査特別委員会で中核市への移行について説明
平成 29 年度 7 月	市：水戸市中核市移行の概要決定（水戸市中核市移行推進委員会）
8 月	市：第 11 回行財政改革調査特別委員会で水戸市中核市移行の概要について説明
1 月	市：（仮称）水戸市動物愛護センター整備基本構想決定（水戸市中核市移行推進委員会）
2 月	市：第 12 回行財政改革調査特別委員会で中核市移行に係る令和 2 年度の組織編成，水戸市中核市移行の概要改訂について説明
平成 30 年度 4 ～ 8 月	市：第 13～14 回行財政改革調査特別委員会で中核市移行に係る令和 2 年度の組織編成等について説明
11 月	市：第 15 回行財政改革調査特別委員会で中核市移行に係る総務省及び厚生労働省への提出資料の概要について説明
2 月	県市：総務省協議 市：第 18 回行財政改革調査特別委員会で中核市の指定に係る申出について説明
3 月	市：水戸市議会定例会において中核市の指定に係る申出について議決 市：茨城県に中核市指定の申出の同意について申入れ
令和元年度 4 月	市：生活環境部廃棄物対策準備課設置
6 月	県：茨城県議会定例会において中核市指定の申出の同意について議決 県：茨城県から中核市指定の申出について同意
8 月	市：総務大臣に中核市指定の申出
11 月	中核市の指定に関する政令の公布
12 月	県市：中核市移行に伴う関係条例の議案について議決
3 月	市：中核市移行に伴う関係条例の議案について議決 県市：事務引継
令和 2 年度 4 月	市：中核市移行，水戸市保健所開設

参考資料

- ・（参考 1） 関係法律抜粋・・・・・・・・26
- ・（参考 2） 人事交流実施状況・・・・・・・・28
- ・（参考 3） 市民周知実施状況・・・・・・・・32
- ・（参考 4） 移行に係る経緯・・・・・・・・33
- ・（参考 5） 中核市移行に伴い、整備した条例・・・・・・・・38

（参考１）関係法令抜粋

地方自治法抜粋

第 252 条の 22 第 1 項 政令で指定する人口 20 万以上の市(以下「中核市」という。)は、第 252 の 19 第 1 項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

第 252 条の 22 第 2 項 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第252条の24第 1 項 総務大臣は、第252条の22第 1 項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

第252条の24第 2 項 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

第252条の24第 3 項 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

第252条の36第 1 項 次に掲げる普通地方公共団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（１）都道府県

（２）政令で定める市

（３）前号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたもの

※ 政令で定める市は、指定都市及び中核市

地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令抜粋

内閣は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第252条の22第1項の中核市を次のとおり指定する。

宇都宮市 金沢市 岐阜市 姫路市 鹿児島市 秋田市 郡山市 和歌山市 長崎市 大分市 豊田市 福山市 高知市 宮崎市 いわき市 長野市 豊橋市 高松市 旭川市 松山市 横須賀市 奈良市 倉敷市 川越市 船橋市 岡崎市 高槻市 東大阪市 富山市 函館市 下関市 青森市 盛岡市 柏市 西宮市 久留米市 前橋市 大津市 尼崎市 高崎市 豊中市 那覇市 枚方市 八王子市 越谷市 呉市 佐世保市 八戸市 福島市 川口市 八尾市 明石市 鳥取市 松江市 山形市 福井市 甲府市 寝屋川市 水戸市 吹田市

地域保健法抜粋

第5条第1項 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

(参考2) 人事交流実施状況

1 平成28年度(移行4年前)

(1) 職員の対等相互交流 1人

職種	期間	人数	派遣先(市⇒県)	主な担当事務
保健師	1年	1人	水戸保健所 保健指導課	感染症予防に関する事務
職種	期間	人数	派遣先(県⇒市)	主な担当事務
保健師	1年	1人	市保健センター	健康増進に関する事務

2 平成29年度(移行3年前)

(1) 市職員の実務研修 3人

職種	期間	人数	研修先	主な担当事務
獣医師	10か月	1人	生活衛生課	食品衛生に関する事務
薬剤師	10か月	1人	水戸保健所 衛生課	薬事に関する事務
薬剤師	10か月	1人	水戸保健所 監視指導課	環境衛生に関する事務

※一定期間、市の基本的な研修を受講した上で、実務研修を開始しています。

(2) 職員の対等相互交流 1人

※平成28年度と同一職員による対等相互交流である。

職種	期間	人数	派遣先(市⇒県)	主な担当事務
保健師	1年	1人	水戸保健所 保健指導課	感染症予防に関する事務
職種	期間	人数	派遣先(県⇒市)	主な担当事務
保健師	1年	1人	市保健センター	母子保健に関する事務

3 平成30年度(移行2年前)

(1) 市職員の実務研修 11人

職種	期間	人数	研修先	主な担当事務
獣医師	1年	1人	日立保健所 衛生課	食品衛生に関する事務
	10か月	1人	県北食肉衛生検査所	と畜検査に関する事務
	10か月	1人	動物指導センター	動物の愛護及び管理に関する事務
	5か月	1人		

薬剤師	1 年	1 人	水戸保健所 監視指導課	環境衛生に関する事務
		1 人	水戸保健所 衛生課	薬事に関する事務
		1 人	つくば保健所 衛生課	
	10 か月	1 人	土浦保健所 衛生課	食品衛生に関する事務
		1 人	衛生研究所	試験検査に関する事務
事務	1 年	1 人	廃棄物対策課	産業廃棄物処理業の許可等に関する事務
水質技師	1 年	1 人		廃棄物処理施設設置の許可等に関する事務

※新規採用職員（行政経験者を除く。）については、一定期間、市の基本的な研修を受講した上で、実務研修を開始しています。

（２）職員の対等相互交流 1 人

職種	期間	人数	派遣先（市⇒県）	主な担当事務
保健師	1 年	1 人	水戸保健所 保健指導課	精神保健に関する事務
職種	期間	人数	派遣先（県⇒市）	主な担当事務
保健師	1 年	1 人	市保健センター	母子保健，健康増進に関する事務

4 令和元年度（移行 1 年前）

（１）市職員の実務研修 20 人

職種	期間	人数	研修先	主な担当事務
獣医師	1 年	2 人	県北食肉衛生検査所	と畜検査に関する事務
	9 か月	2 人	動物指導センター	動物の愛護及び管理に関する事務
	8 か月	1 人	水戸保健所 衛生課	食品衛生に関する事務
薬剤師	10 か月	2 人	水戸保健所 衛生課	食品衛生に関する事務
			衛生研究所	試験検査に関する事務

	9 か月	1 人	つくば保健所 衛生課	薬事に関する事務
	8 か月	2 人	水戸保健所 衛生課	環境衛生に関する事務
				薬事に関する事務
	7 か月	1 人	衛生研究所	試験検査に関する事務
事務	1 年	1 人	廃棄物対策課	廃棄物処理施設設置の許可等に関する事務
	9 か月	1 人	環境政策課	不法投棄対策等に関する事務
	9 か月	1 人	水戸保健所 総務課(地域保健推進室)	医事に関する事務
	6 か月	1 人	福祉指導課	社会福祉施設の一般検査及び障害福祉施設、児童福祉施設等の実地指導に関する事務
	3 か月	1 人	福祉指導課	介護保険施設等の実地指導に関する事務
		2 人	障害福祉課	指定障害福祉サービス事業者等の指定に関する事務
		1 人	長寿福祉推進課	介護サービス事業者の指定に関する事務
水質技師	9 か月	1 人	廃棄物対策課	不法投棄対策等に関する事務

※新規採用職員（行政経験者を除く。）については、一定期間、市の基本的な研修を受講した上で、実務研修を開始しています。なお、研修の進捗状況等により、研修期間等が変更になる場合があります。

（２）職員の対等相互交流 1 人

※平成 30 年度と同一職員による対等相互交流である。

職種	期間	人数	派遣先（市⇒県）	主な担当事務
保健師	1 年	1 人	水戸保健所 保健指導課	精神保健に関する事務
職種	期間	人数	派遣先（県⇒市）	主な担当事務
保健師	1 年	1 人	市保健センター	母子保健、健康増進に関する事務

5 令和2年度（移行年度）

（1）県職員の派遣 4人

職種	期間	人数	受入先	主な担当事務
獣医師	1年	1人	保健衛生課	・保健衛生課の技術総括 ・食品衛生係、環境衛生係、衛生検査係、食肉検査係の係員に対する指導助言、人材育成
獣医師	1年	1人	保健衛生課動物愛護センター	・動物愛護センターの総括 ・センター職員に対する指導助言、人材育成
薬剤師	1年	1人	保健総務課(医事薬事室)	・医事薬事室の総括 ・室員に対する指導助言、人材育成
保健師	1年	1人	保健予防課	保健予防課の技術総括 ・予防衛生係、精神保健相談係の係員に対する指導助言、人材育成

※県職員の派遣期間は、2年間です。

（2）職員の対等相互交流 1人

職種	期間	人数	派遣先（市⇒県）	主な担当事務
事務	1年	1人	廃棄物対策課	・廃棄物処理施設設置の許可等に関する事務
職種	期間	人数	派遣先（県⇒市）	主な担当事務
事務	1年	1人	廃棄物対策課	・廃棄物処理施設設置の許可等に関する事務

※職員の対等交流の期間は、2年間です。

（3）割愛採用 1人

職種	期間	人数	配置先	主な担当事務
事務	1年	1人	廃棄物対策課	不法投棄対策に関する総括

※割愛の期間は、2年間です。なお、警察職員を事務として採用しています。

(参考3) 市民周知実施状況

啓発時期	啓発用品名等	啓発方法
平成28年12月9日～ 平成30年3月13日	パンフレット「中核市 水戸」①	水戸市役所，各市民センター，各出張所等に設置
平成30年3月14日～ 平成31年3月14日	パンフレット「中核市 水戸」②	水戸市役所，各市民センター，各出張所等に設置
平成31年3月15日～	パンフレット「中核市 水戸 誕生」	水戸市役所，各市民センター，各出張所等に設置
平成31年3月15日～ 令和2年4月30日	ポスター	水戸市役所，各市民センター，各出張所等に設置
令和元年7月16日～ 令和2年4月30日	のぼり旗及び卓上ミニのぼり旗	水戸市役所，各市民センター，各出張所等に設置
令和元年9月12日～ 令和2年3月31日	クリアファイル及びウェットティッシュ	第8回水戸まちなかフェスティバル，こみっとフェスティバル2020等において配布
令和2年1月31日～	中核市窓口案内パンフレット	水戸市役所，各市民センター，各出張所等に設置
令和2年2月3日～ 令和2年4月30日	横断幕	水戸駅南口ペDESTリアンデッキに設置
令和2年3月1日～ 令和2年3月31日	水戸市役所1階モニター	中核市移行に係る情報掲示
令和2年3月31日	茨城新聞	中核市移行に係る広告掲載

(参考 4) 移行に係る経緯

年 月 日	事 項
平成 27 年 3 月 9 日	市：平成 27 年第 1 回水戸市議会定例会で市長が中核市移行を表明
3 月 25 日	市：中核市移行に係る基本方針策定
4 月 1 日	「地方自治法の一部を改正する法律」施行 市：水戸市中核市移行推進委員会設置
4 月 16 日	市：平成 27 年度第 1 回水戸市中核市移行推進委員会開催
4 月 28 日	市：保健所専門部会設置
5 月 26 日	県市：市長が県知事へ中核市移行に向けた協力を要請
5 月 27 日	市：平成 27 年度第 1 回保健所専門部会開催
6 月 3 日	県市：茨城県・水戸市中核市移行連絡会議設置
6 月 4 日	県市：平成 27 年度第 1 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
6 月 8 日	県市：平成 27 年度第 2 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
7 月 2 日	市：埼玉県越谷市保健医療部保健所保健総務課視察
7 月 27 日	市：平成 27 年度第 2 回保健所専門部会開催
8 月 3 日	市：平成 27 年度第 2 回水戸市中核市移行推進委員会開催
8 月 11 日	県市：平成 27 年度第 3 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
8 月 18 日	市：群馬県高崎市保健所生活衛生課動物愛護センター視察
8 月 25 日	市：埼玉県越谷市保健医療部保健所保健総務課，生活衛生課動物管理センター視察
8 月 27 日	県市：平成 27 年度第 4 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
9 月 30 日	市：水戸市保健所設置審議会設置
10 月 16 日	県市：平成 27 年度第 5 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
10 月 30 日	市：平成 27 年度第 3 回保健所専門部会開催
11 月 9 日	市：平成 27 年度第 3 回水戸市中核市移行推進委員会開催
11 月 24 日	市：埼玉県越谷市環境経済部産業廃棄物指導課視察
11 月 26 日	市：中核市移譲事務の整理に係る説明会開催（市検討課） 市：平成 27 年度第 1 回水戸市保健所設置審議会開催
12 月 18 日	市：平成 27 年度第 2 回水戸市保健所設置審議会開催
平成 28 年 1 月 14 日	市：平成 27 年度第 3 回水戸市保健所設置審議会開催
1 月 19 日	市：平成 27 年度第 4 回水戸市保健所設置審議会開催
1 月 20 日	県市：平成 27 年度第 6 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
1 月 21 日	市：埼玉県越谷市保健医療部保健所保健総務課視察
1 月 26 日	市：水戸市保健所設置基本方針策定
1 月 27 日	市：東京都八王子市資源循環部廃棄物対策課視察
2 月 10 日	県市：平成 27 年度第 7 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
2 月 24 日	市：平成 27 年度第 4 回水戸市中核市移行推進委員会開催
3 月 4 日	県市：平成 27 年度第 8 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催

年 月 日	事 項
3 月 18 日	市：青森県八戸市総合政策部中核市推進室視察
3 月 24 日	県市：平成 27 年度第 9 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催 県市：平成 27 年度第 10 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
4 月 1 日	市：総務部中核市移行推進課，保健福祉部保健所準備課設置
4 月 15 日	県市：平成 28 年度第 1 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
5 月 18 日	県市：平成 28 年度第 2 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
7 月 15 日	県市：平成 28 年度第 3 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
7 月 22 日	県市：平成 29 年度県の予算に関する要望（中核市移行に向けた支援）
8 月 9 日	県市：平成 28 年度第 4 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
9 月 16 日	市：平成 28 年度第 1 回保健所専門部会開催
9 月 23 日	県市：平成 28 年度第 5 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
9 月 28 日	市：平成 28 年度第 1 回水戸市中核市移行推進委員会開催
10 月 13 日	市：平成 28 年度第 1 回水戸市保健所設置審議会開催（群馬県前橋市保健所視察）
11 月 11 日	市：平成 28 年度第 2 回保健所専門部会開催
11 月 16 日	市：平成 28 年度第 2 回水戸市中核市移行推進委員会開催
11 月 24 日	市：平成 28 年度第 2 回水戸市保健所設置審議会開催
12 月 5 日	市：平成 28 年第 4 回水戸市議会定例会で市長が令和 2 年 4 月に中核市へ移行することを表明
12 月 9 日	市：中核市移行に係るパンフレット①の完成・配布
12 月 21 日	市：平成 28 年度第 3 回水戸市保健所設置審議会開催
12 月 22 日	市：中核市移行推進部会設置，水戸市中核市移行推進委員会の体制変更
12 月 27 日	市：平成 28 年度第 3 回水戸市中核市移行推進委員会開催（水戸市保健所施設整備基本計画策定）
平成 29 年 1 月 17 日	市：中核市移行に係る説明会開催（市検討課）
2 月 10 日	市：第 9 回行財政改革調査特別委員会で中核市への移行について説明
2 月 15 日	市：千葉県柏市保健所総務企画課，生活衛生課動物愛護ふれあいセンター視察
2 月 21 日	市：平成 28 年度第 1 回中核市移行推進部会開催
2 月 28 日	市：平成 28 年度第 4 回水戸市中核市移行推進委員会開催
3 月 1 日	県市：平成 28 年度第 6 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
3 月 23 日	県市：平成 28 年度第 7 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
4 月 13 日	県市：平成 29 年度第 1 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
5 月 8 日	県市：平成 29 年度第 2 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
5 月 31 日	市：埼玉県越谷市保健所保健総務課視察
6 月 5 日	県市：平成 29 年度第 3 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
6 月 23 日	市：平成 29 年度第 1 回保健所専門部会開催
6 月 29 日	市：平成 29 年度第 1 回水戸市保健所設置審議会開催
6 月 30 日	市：平成 29 年度第 1 回中核市移行推進部会開催
7 月 19 日	県市：平成 30 年度県の予算に関する要望（中核市移行に向けた支援）

年 月 日	事 項
7 月 21 日	市：平成 29 年度第 1 回水戸市中核市移行推進委員会開催（水戸市中核市移行の概要決定）
8 月 2 日	市：栃木県宇都宮市環境衛生試験所，食肉衛生検査所視察
8 月 23 日	市：第 11 回行財政改革調査特別委員会で水戸市中核市移行の概要について説明
10 月 11 日	市：千葉県柏市動物愛護ふれあいセンター視察
11 月 7 日	県市：平成 29 年度第 4 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
11 月 21 日	県市：平成 29 年度第 5 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
11 月 30 日	県市：平成 29 年度第 6 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
平成 30 年 1 月 15 日	市：平成 29 年度第 2 回水戸市保健所設置審議会開催
1 月 17 日	県市：平成 29 年度第 7 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
1 月 19 日	市：平成 29 年度第 2 回水戸市中核市移行推進委員会開催（（仮称）水戸市動物愛護センター整備基本構想決定，水戸市中核市移行の概要改訂）
2 月 9 日	市：第 12 回行財政改革調査特別委員会で中核市移行に係る令和 2 年度の組織編成，水戸市中核市移行の概要改訂について説明
2 月 16 日	市：群馬県高崎市環境部環境対策課視察
3 月 2 日	市：平成 29 年度第 2 回中核市移行推進部会開催
3 月 5 日	県市：平成 29 年度第 8 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
3 月 14 日	市：中核市移行に係るパンフレット②の完成・配布
3 月 27 日	市：平成 29 年度第 3 回水戸市中核市移行推進委員会開催
3 月 29 日	県市：平成 29 年度第 9 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
4 月 12 日	市：第 13 回行財政改革調査特別委員会で中核市移行に係る令和 2 年度の組織編成等について説明
4 月 17 日	県市：平成 30 年度第 1 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
5 月 31 日	市：平成 30 年度第 1 回水戸市保健所設置審議会開催
6 月 14 日	県市：平成 30 年度第 2 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
7 月 6 日	市：栃木県宇都宮市環境部環境保全課視察
7 月 11 日	県市：平成 30 年度第 3 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
7 月 19 日	市：埼玉県川口市保健部保健所管理課，保健部生活衛生課視察
7 月 24 日	県市：平成 31 年度県の予算に関する要望（中核市移行に向けた支援）
7 月 25 日	県市：平成 30 年度第 4 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
8 月 9 日	県市：平成 30 年度第 5 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
8 月 22 日	市：第 14 回行財政改革調査特別委員会で中核市移行に係る令和 2 年度の組織編成等について説明
8 月 28 日	県市：平成 30 年度第 6 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
9 月 26 日	県市：平成 30 年度第 7 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
11 月 5 日	市：平成 30 年度第 1 回水戸市中核市移行推進委員会開催

年 月 日	事 項
11月 9日	市：第 15 回行財政改革調査特別委員会で中核市移行に係る総務省及び厚生労働省への提出資料の概要について説明
12月 3日	県市：平成 30 年度第 8 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
12月 28日	県市：平成 30 年度第 9 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
平成 31 年 1月 29日	県市：平成 30 年度第 10 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
2月 13日	県市：総務省協議
2月 21日	市：第 18 回行財政改革調査特別委員会で中核市の指定に係る申出について説明
3月 1日	県市：平成 30 年度第 11 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
3月 4日	市：平成 31 年第 1 回水戸市議会定例会に中核市の指定に係る申出について議案を提出
3月 15日	市：中核市移行に係るパンフレット③の完成・配布 市：中核市移行に係るポスターの完成・設置
3月 20日	市：平成 31 年第 1 回水戸市議会定例会において中核市の指定に係る申出について議決
3月 22日	県市：平成 30 年度第 12 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
3月 25日	市：茨城県に中核市指定の申出の同意について申入れ
4月 1日	市：生活環境部廃棄物対策準備課設置
4月 3日	県市：平成 31 年度第 1 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
4月 18日	県市：平成 31 年度第 2 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
令和元年 6月 6日	県：令和元年第 2 回茨城県議会定例会に中核市指定の申出の同意の議案を提出
6月 11日	県市：令和元年度第 3 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
6月 21日	県：令和元年第 2 回茨城県議会定例会において中核市指定の申出の同意について議決
6月 28日	県：茨城県から中核市指定の申出について同意
7月 2日	県市：令和元年度第 5 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
7月 16日	市：中核市移行に係るのぼり旗及び卓上ミニのぼり旗の完成・設置
7月 23日	市：川口市環境部産業廃棄物対策課視察
8月 2日	市：千葉県柏市動物愛護ふれあいセンター視察
8月 5日	市：甲府市環境部廃棄物対策課視察
8月 9日	市：埼玉県越谷市動物管理センター視察
8月 7日	市：総務大臣に中核市指定の申出
8月 21日	県市：令和元年度第 6 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
8月 30日	市：部課長会議において中核市移行に係る取組等について説明
9月 12日	市：中核市移行に係る啓発用品（クリアファイル及びウェットティッシュ）の完成
9月 13日	市：千葉県柏市動物愛護ふれあいセンター視察
9月 16日	市：第 8 回水戸まちなかフェスティバルにおいて中核市移行に係る啓発用品（ウェットティッシュ）の配布

年 月 日	事 項
9 月 26 日	県市：令和元年度第 7 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
10 月 9 日	市：群馬県前橋市環境部廃棄物対策課視察
11 月 5 日	県市：令和元年度第 8 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
11 月 8 日	国：中核市の指定に関する政令の閣議決定
11 月 13 日	国：中核市の指定に関する政令の公布
11 月 20 日	市：山梨県甲府市健康支援センター視察
11 月 26 日	市：岐阜県岐阜市環境部産業廃棄物指導課視察
11 月 27 日	市：愛知県岡崎市環境部廃棄物対策課視察 市：愛知県豊橋市環境部廃棄物対策課視察
12 月 2 日	市：令和元年第 4 回水戸市議会定例会において中核市移行に伴う関係条例の議案を提出
12 月 4 日	県：令和元年第 4 回茨城県議会定例会において中核市移行に伴う関係条例の議案を提出
12 月 17 日	市：令和元年第 4 回水戸市議会定例会において中核市移行に伴う関係条例の議案について議決 市：山形県山形市保健所視察
12 月 20 日	県：令和元年第 4 回茨城県議会定例会において中核市移行に伴う関係条例の議案について議決
12 月 19 日	県市：令和元年度第 9 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
令和 2 年 1 月 17 日	県市：令和元年度第 10 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
1 月 31 日	市：中核市窓口案内パンフレットの完成・配布
2 月 3 日	市：中核市移行に係る横断幕の完成・設置
2 月 7 日	県市：令和元年度第 11 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
2 月 13 日	市：千葉県柏市環境部産業廃棄物対策課視察 市：千葉県船橋市環境部廃棄物指導課視察
2 月 15 日	市：こみっとフェスティバル 2020 において中核市移行に係る啓発用品（ウェットティッシュ）の配布
2 月 21 日	市：栃木県宇都宮市環境部廃棄物対策課視察
2 月 28 日	県市：令和元年度第 12 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
3 月 1 日	市：中核市移行について新庁舎モニターを活用した情報発信
3 月 9 日	市：令和 2 年第 1 回水戸市議会定例会において中核市移行に伴う関係条例の議案を提出
3 月 13 日	県市：令和元年度第 13 回茨城県・水戸市中核市移行連絡会議開催
3 月 26 日	市：令和 2 年第 1 回水戸市議会定例会において中核市移行に伴う関係条例の議案について議決
3 月 31 日	市：中核市移行について茨城新聞に広告 県市：事務引継
4 月 1 日	市：中核市移行，水戸市保健所開設

(参考5) 中核市移行に伴い、整備した条例

1 新規制定

No.	条 例 名
1	水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
2	水戸市民生委員定数条例
3	水戸市社会福祉審議会条例
4	水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例
5	水戸市無料低額宿泊所基準条例
6	水戸市障害福祉サービス事業基準条例
7	水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例
8	水戸市障害者支援施設基準条例
9	水戸市指定障害者支援施設等基準条例
10	水戸市地域活動支援センター基準条例
11	水戸市福祉ホーム基準条例
12	水戸市指定通所支援事業等基準条例
13	水戸市軽費老人ホーム基準条例
14	水戸市養護老人ホーム基準条例
15	水戸市特別養護老人ホーム基準条例
16	水戸市児童福祉施設基準条例
17	水戸市婦人保護施設基準条例
18	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例
19	水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例
20	水戸市指定介護老人福祉施設基準条例
21	水戸市介護老人保健施設基準条例
22	水戸市介護医療院基準条例
23	水戸市認定こども園の認定要件を定める条例
24	水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
25	水戸市保健所条例
26	水戸市動物の愛護及び管理に関する条例
27	水戸市理容師法施行条例
28	水戸市美容師法施行条例
29	水戸市化製場等に関する法律施行条例
30	水戸市旅館業法施行条例
31	水戸市感染症診査協議会条例
32	水戸市小児慢性特定疾病審査会条例
33	水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定める条例
34	水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例

35	水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例
36	水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例
37	水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例
38	水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例
39	水戸市一般と畜場の構造設備を定める条例

2 改正

No.	条 例 名
1	水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
2	水戸市職員の給与に関する条例等
3	水戸市職員の定年等に関する条例
4	水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例
5	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
6	水戸市事務分掌条例
7	水戸市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例
8	水戸市職員定数条例
9	水戸市手数料条例
10	水戸市特別会計条例
11	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
12	水戸市障害支援区分審査会条例
13	水戸市心身障害児療育指導委員会条例
14	水戸市介護保険条例
15	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例
16	水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例
17	水戸市指定介護予防支援事業等基準条例
18	水戸市予防接種対策審議会条例
19	水戸市健康づくり推進協議会条例
20	水戸市屋外広告物条例
21	水戸市建築基準条例
22	水戸市下水道条例

3 廃止

No.	条 例 名
1	水戸市地域福祉推進委員会条例
2	水戸市障害者施策推進協議会条例
3	水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例
4	水戸市子ども・子育て会議条例
5	水戸市保健センター条例
6	水戸市保健所設置審議会条例

